

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年8月24日 津地方法務局桑名支局 登記官 喜田仁志

記

意見又は資料の提出先

〒511-0912

桑名市星見ヶ丘一丁目101番地2（桑名法務総合庁舎）

津地方法務局 桑名支局

電話番号 0594-32-5363

お問合せ先

津地方法務局不動産登記部門

電話番号 059-228-4372

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積(m <sup>2</sup> )
	所在	地番		
1923 - 2021 - 0001	桑名市多度町下野代字溜	1 0 9 番	墓地	1 2 5
1923 - 2021 - 0002	桑名市多度町下野代字塔司谷	1 9 4 番	墓地	1 6 1
1923 - 2021 - 0003	桑名市多度町下野代字塔司谷	1 9 5 番	山林	3 3
1923 - 2021 - 0004	桑名市多度町下野代字塔司谷	2 3 2 番 2	田	1 9
1923 - 2021 - 0005	桑名市多度町下野代字塔司谷	2 3 2 番 3	田	9 ・ 9 1
1923 - 2021 - 0006	桑名市多度町下野代字谷田割	3 1 0 3 番	墓地	1 3 5
1923 - 2021 - 0007	桑名市多度町下野代字谷田割	3 1 4 2 番	山林	6 2
1923 - 2021 - 0008	桑名市多度町下野代字谷田割	3 2 3 7 番	畑	1 1 2
1923 - 2021 - 0009	桑名市多度町下野代字谷田割	3 2 6 4 番 3	山林	8 9
1923 - 2021 - 0010	桑名市多度町下野代字谷田割	3 3 4 2 番	墓地	2 3 0 7
1923 - 2021 - 0011	桑名市多度町下野代字谷	3 4 7 0 番	畑	1 6
1923 - 2021 - 0012	桑名市多度町下野代字谷	3 5 2 5 番 4 9	山林	2 1